

行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議の開催について

〔平成 30 年 6 月 5 日
閣 議 決 定〕

- 1 政府における行政文書の管理の一層の適正化に向けた検討を行うため、行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
議長 内閣総理大臣
構成員 他の全ての国務大臣
- 3 会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 会議及び幹事会の庶務は、内閣府及び総務省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。